

ソーシャルビジネス共感融資募集要項

| | |
|-------------------------|----------|
| 目次 | |
| I 融資概要について | 1 |
| II 融資申請資格について | 1 |
| III 信頼責任者制について | 2 |
| IV 審査について | 3 |
| V 融資実行について | 4 |
| VI 契約期間中について | 5 |
| VII その他 | 6 |
| 【別紙1】◆審査申請書類について | 7 |

I 融資概要について

1. 融資対象の事業

- 融資対象事業の領域は、環境・地域活性・農林水畜産業・福祉・教育・人権等で、信頼関係の増大につながる事業です。
- 特定の政党を支援する事業、政治主張の広報を目的とする事業、布教を目的とする事業は、当財団活動の趣旨に反するため、融資の対象になりません。

2. 融資枠

- 融資金額は京都信用金庫が最大 2,000 万円、日本政策金融公庫は都度協議の上、決定します。

3. 金利・保証・担保について

- 融資申請者は事業法人の代表者とします。
- 融資申請者は、当財団の指定する知見を提供し、「信頼責任者（後述）」を 3 名以上、立てていただきます。融資申請者と信頼責任者の知見は財団データベースに登録され、融資期間中ならびに融資終了後も、その全部または一部が公開されます。
- 京都信用金庫からの貸付金利は 1.0%（固定金利）、日本政策金融公庫も同程度になりますが、支払利息分を当財団が助成することで実質無利子となります。
- 保証については、融資申請者を代表者とする特定保証とします。ただし、後述の「信頼責任制」を要件とします。
- 原則、物的担保は必要ありません。

II 融資申請資格について

1. 融資対象の主体

- 融資対象の主体は、法人とさせていただきます。
- 法人につきましては、NPO、一般社団法人、株式会社など、形態を問いません。
- 当面、対象は、日本法人に限らせていただきます。

2. 申込み資格（融資申請者、信頼責任者共通）

融資申請者及び信頼責任者の全部または一部が、次の条項に該当する場合、融資はお申込みいただけません。

- 銀行取引停止処分を受けている方または手形不渡りをされた方で、その解消後3年を経過していない方
- 民事再生・会社更生・破産・会社整理の終了後3年を経過していない方
- 反社会的行為者または関係者
- 刑事事件または社会的、道義的信用が失墜するような行為を行った方、その他信頼を破壊する行為を行ったと信頼資本財団が判断する方
- 税金等を滞納している方
- 粉飾決算等、虚偽の申告を行って、その解消後3年を経過していない方
- その他信頼資本財団が不相当と判断した方

3. 融資申請者の義務

審査を経て、融資対象先として選ばれた場合、融資申請者は、以下の条項を厳守ください。

- 「信頼責任者制」（「Ⅲ 信頼責任者制について」で詳述）について、十分に理解し、役割を果たしていただけるよう、密接に事業報告・連絡を行ってください。
- 貸付金額及び利息の返済は、条件の通りに京都信用金庫または日本政策金融公庫に行ってください。
- 3ヶ月に1度、当財団に「支払利息補給助成」の申請を行ってください。
- 融資対象事業の進捗について、毎月10日までに当財団に事業報告を提出してください。
- 融資実行中に法人代表や登記・事業実施住所が変更となる場合には、速やかに当財団に届出てください。
- 融資対象事業の計画に大幅な変更が予想される場合には、速やかに当財団に届出てください。

Ⅲ 信頼責任制について

1. 信頼責任制の内容

- 当財団の融資事業において、「信頼責任者」とは、融資対象事業の成長を支援し、融資申請者の債務の返済を支援する道義的責任を負う方を指します。信頼責任者は京都信用金庫または日本政策金融公庫に対し融資金額を弁済する法的義務を負うものではありません。
- 融資申請者は、最低3名の信頼責任者を立てる必要があります。
- 信頼責任者が死亡した場合、または当財団からの連絡がとれなくなるなど、その責任を果たすことが不可能になったと当財団が判断した場合で、該当者以外の信頼責任者数が2名以下になった場合、融資者は新たな信頼責任者を選任する必要があります。融資申請者が、当財団の指定した期間内に新たな信頼責任者を確保できない場合、即時に当財団からの支払利息補給助成を停止することがあります。

2. 信頼責任制の要件

- 当財団の融資は、相互扶助社会を目指す理念への共感を前提としているため、融資申請者並びに信頼責任者は、年に1度京都にて開催する「信頼デイ」または、東京をはじめ各地で開催する「信頼ギャザリング」ご参加を必須とします。

※当企画は、信頼もまた資本となる社会の形成を目指し、財団メンバー、融資・助成先とその信頼責任者、事業塾卒塾生等が各々の知恵・知見・経験を持ち、集うもので、学びや関係性を深めるために開催しています。

※開催日につきましては、本サイト内「[年間予定スケジュール](#)」をご確認ください。

※万一所用で参加が適わない場合は、代理の方の出席をお願いします。

- 融資申請者の事業内容情報や信頼責任者の知見は融資期間中ならびに融資終了後も、当財団の情報管理関連規則に従い、その一部又は全部が、当財団データベースに登録・公開されます。また、当財団がその情報の利用について、融資申請者に協力を求めることがあります。ただし、融資完済後は申し出により信頼責任者の知見について削除をすることが可能です。

3. 信頼責任者の追加資格

上述の「Ⅱ 2. 申込み資格」に加えて、以下を要件としています。

- 下記の方は、信頼責任者となることはできません。
融資対象企業（団体）の役員、従業員、支配的株主、その他これに準じる方
上記の方の親族、姻族を含めて3親等以内の方
未成年の方
その他、当財団が不適切と判断した方
- 上記の条件を満たせば国籍は問いませんが、当面、日本国民、または日本に永住権を有する人に限らせていただきます。

4. 信頼責任者の権利と義務

- 信頼責任者は、融資申請者が完済した後に、ご自身が融資申請される場合、その融資資格審査内の適性審査において考慮されます。
- 信頼責任者は、京都信用金庫または日本政策金融公庫に対する金銭返還義務はありません。
- 信頼責任者は、融資申請者の行う融資対象事業がその目的を達し、かつ京都信用金庫または日本政

策金融公庫の融資が円滑に返済されるように、別紙の「信頼責任者申込書」に記載された支援を行う責任があります。

- 信頼責任者は、当財団の行うデータベース構築事業に「信頼責任者申込書」に記載された情報が登録・公開されることを承認します。
- 当財団は、信頼責任者の方の情報の利用について、信頼責任者の方に協力を求めることがあります。
- 信頼責任者は、契約期間中の6ヶ月に1度ならびに融資完済時には、融資対象事業の進捗・所感ならびに完済するまでの経緯をレポート又はコメントとして財団へ提出してください。
- 信頼責任者は、「信頼責任者申込書」記載の登録情報に変更があった際は、速やかに融資申請者ならびに財団事務所に連絡してください。

IV 審査について

1. 審査時期

- 融資審査は、融資申請者からの申請に応じて随時行います。
- 申請受付は、当財団のサイト経由で行います。

2. 申請

- 必ず、本サイトの「[融資相談・申請フォーム](#)」からお申込みください。
- フォームからのお申込み後、当財団から申請手続きに関するご案内をメールでお返しします。
- その後、融資審査に際して、必要な書類を提出いただきます。
- 詳細は【別紙1】をご覧ください

3. 審査方法

- 審査は、当財団が設置する融資審査委員会ならびに京都信用金庫または日本政策金融公庫で厳正に行います。
- 審査は、信用金庫法の出資会員要件の確認（京都信用金庫の場合）、資格審査、事業審査、融資審査があります。
- 審査書類が揃い次第、審査手続きに入ります。

4. 信用金庫法の出資会員要件の確認（京都信用金庫から融資を受ける場合）

- 京都信用金庫は信用金庫法に基づき運営されているため、融資申請者は出資会員資格を有する必要があります。そのため、融資申請者の主たる事業拠点が京都信用金庫の営業エリア内であるか等を予め確認します。
- 確認に際して、京都信用金庫の職員が事業拠点に伺い、融資申請者と面談を行うことがあります。また、必要に応じて、融資申請者に京都信用金庫に出向いていただくことがあります。
- 出資会員要件の確認のために、京都信用金庫が指定する書類等を融資申請者に提出いただくことがあります。

5. 資格審査

(1) 適性審査

- 融資申請者及び信頼責任者の方の本募集要項に記載された内容から資格適合性を当財団が審査します。
- 過去に融資申請者が完済した融資事業の信頼責任者経験をもつ方は、資格審査の適性審査において考慮されます。

(2) 書類審査

- 本募集要項に記載された書類が充足されているか否かを当財団が審査します。

6. 事業審査（資格審査通過者対象）

(1) 審査の視点

以下の視点を中心に、当財団が設置する融資審査委員会で総合的に判断いたします。

- 当該事業が相互扶助社会に向けた関係性の増大に資するかどうか
- 融資によって当該事業が発展するかどうか

(2) 現地審査

- 原則当該事業を実施している拠点に、融資審査委員や当財団が指定した者がお伺いします。
- その場合、融資申請者は必ず現地での対応をお願いします。

(3) 面談審査

- 融資審査会を当財団の拠点京都オフィスまたは支所等で実施します。融資申請者は、当財団が指定した会場で面談審査を受けてください。

7. 融資審査（事業審査通過者対象）

- 「IV 4. 信用金庫法の出資会員要件の確認」(京都信用金庫融資の場合)「IV 5. 資格審査」「IV 6. 事業審査」という一連の審査を経て、審査を通過した融資申請者に対して当財団から「認定推薦書」を発行し、京都信用金庫または日本政策金融公庫へ融資申請者の推薦を行います。審査の結果、融資申請者の融資申請額減額等の条件を付すことがあります。
- 「認定推薦書」の有効期限は、3ヶ月です。発行後3ヶ月以内に協働金融機関の融資審査を受けてください。
- 京都信用金庫または日本政策金融公庫において融資審査を実施します。
- 融資審査期間中に、各金融機関が指定する追加書類等を融資申請者に提出いただくことがあります。

8. 再審査の実施や推薦の融資の取消について

下記の場合には、当該事業への融資実行前後に関わらず、面談または再審査を行うことがあります。

- 融資申請者が吸収・合併等の理由で変更となる場合
- 事業の代表者が変更となる場合
- 当該事業の事業計画に大幅な変更が予想される場合
- 本募集要項に定める融資申請者及び信頼責任者の要件・義務が満たされないと判断される場合
- その他、本融資事業の目的を達するために、協議が必要と判断される場合

再審査の結果、当該事業が支援対象にそぐわないと判断される場合には、融資実行前であれば「認定推薦書」の取消しや融資の取消しをすることがあります。また融資実行後であれば当財団からの「支払利息補給助成」を停止することがあります。

9. 審査における留意事項

- 提出していただいた申請書類は返却いたしません。また、申請書類等に記載された情報は申請履歴として当財団のデータベースに登録されますので、あらかじめご了承ください。
- 残念ながら審査を通過されなかった場合、その理由など、一切のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- 審査のため、直接財団の指定した者がヒアリングに伺う場合があります。
- 審査のため、お申し込み後から融資審査委員会、京都信用金庫または日本政策金融公庫の融資審査までの間、事業の概要や、事業計画について、ご質問や追加資料提出をお願いする場合があります。
- 信頼責任者に当財団が指定した者が直接連絡して、お尋ねする場合があります。

V 融資実行について

1. 融資実行まで

- 「IV 審査について」の一連の手続きを経て、融資先として決定した場合、「III 信頼責任制について」に関する書類の提出をお願いします。
- 融資に関する契約は融資申請者と京都信用金庫または日本政策金融公庫とで締結し、融資を実行します。

2. 提出書類

(1) 郵送でお送りいただく書類

以下書類を揃えて、全て郵送でお送りください。

1) [社会に還元できる知恵申請書【提出様式3】](#)

融資申請者をご記入ください。

2) [信頼責任者申込書【提出様式4】](#)

3名の信頼責任者が、それぞれご記入ください。

3) ギャザリング参加同意書①【提出様式5】

融資申請者がご記入ください。

4) ギャザリング参加同意書②【提出様式6】

3名の信頼責任者が、それぞれご記入ください。

5) 信頼責任者の公的証明書の写し

3名の信頼責任者それぞれの運転免許証、パスポート、健康保険証、その他写真つきの公的証明書の写し

6) 印鑑証明

融資申請者及び3名の信頼責任者それぞれの印鑑証明

(2) メールでお送りいただく書類

当財団サイトに掲載する当該事業に関するページ作成のため、以下書類等を揃えて、メールへ添付してお送りください。

1) 事業概要、事業理念、創業の志等

当該事業及び融資申請者を紹介します。

2) 信頼責任者からの応援コメント

3名の信頼責任者それぞれからの応援コメントを紹介します。

3) 写真等データ

- 当該事業のロゴ
- 当該事業を紹介する写真
- 融資申請者の写真
- 3名の信頼責任者の写真

3. 覚書締結

- 「V 2. 提出書類」が全て整った時点で、「ソーシャルビジネス共感融資に係る覚書」の締結を行います。
- 本覚書(2通作成)に、融資申請者、3名の信頼責任者の署名及び実印の捺印、当財団の署名及び捺印を行います。
- 本覚書に、各金融機関と締結する融資金額、返済期限、返済方法、「支払利息補給助成」の交付口座等について記入いただきます。
その他、本募集要項に沿った条件を取り決めます。

4. 契約締結及び融資の実行

- 融資に関する契約を融資申請者と京都信用金庫または日本政策金融公庫とで締結します。
- 詳細な返済計画は、融資申請者と京都信用金庫または日本政策金融公庫とが協議の上で決定します。
- 融資申請者と京都信用金庫または日本政策金融公庫との間で融資のための契約が締結された後、融資が実行されます。

VI 契約期間中について

1. 返済及び遅延への対応

- 貸付金額及び利息の返済を京都信用金庫または日本政策金融公庫にお願いします。
返済周期は1ヶ月毎元金均等とします(詳細は、融資申請者と各金融機関での取り決めとなります)。

2. 支払利息補給助成の申請

- 融資申請者は、京都信用金庫または日本政策金融公庫から発行される返済計画書が届き次第、即時にその写しを当財団に提出ください。
- 3ヶ月に1度、融資申請者は、「支払利息補給助成」の申請を当財団に行ってください。
- 当財団は、支払利息補給助成の申請内容を確認の上、支払利息相当額の助成を融資申請者の指定した口座に行います。

3. 報告

- 融資申請者は当財団宛に申請事業の進捗報告を、毎月 10 日までに提出してください。当財団からのアドバイスを、お返しします。
- 融資申請者は融資申請者である法人代表が変更となる場合には、速やかに当財団に通知してください。
- 融資申請者は申請事業の計画に大幅な変更が予想される場合には、速やかに当財団に通知してください。

4. 信頼責任者からのレポート

- 契約期間中の 6 ヶ月に 1 度、融資申請者や融資事業進捗に関するレポートを当財団へ提出してください。提出いただいたレポートは、承諾を受けた上で、当財団サイト融資申請者に関するページで公開することがあります。
- 融資完済時には、融資対象事業が完済するまでについての状況や感想を当財団へ提出してください。

VII その他

1. 社会的事業相談会の開催

- 社会的事業相談会を年に 2 回（春、秋予定）を開催します。
ソーシャルビジネス共感融資への申請を検討されている場合は、社会的事業相談会への参加をお勧めしています。

2. 情報公開

- 申請にともない提供された情報は、当財団の判断により、公開されることがあります。

【本募集要項に関する問い合わせ先】

公益財団法人信頼資本財団 事務局
〒602-8024 京都府京都市上京区室町通丸太町上る大門町 253 番地
TEL : 075-275-1330（平日 9:00-18:00）
FAX:075-275-1340
E-mail : info@shinrai.or.jp

【別紙1】

◆審査申請書類について

- 本サイトの「[融資相談・申請フォーム](#)」からお申し込みいただいた後に、当財団からフォーム受付確認のメールをお送りします。その際に、提出先、提出書類についてご案内します。
- 審査に必要な書類は郵送等でお送りいただくものと、メールに添付していただくものがあります

(1) 郵送でお送りいただく書類

- 1) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 2) 会社案内、商品やサービスの概要パンフレットなど

(2) メールでお送りいただく書類

お送りいただく書類は、txt、doc、xls、pdf、ppt 拡張子のいずれかで作成してください。

- 1) [事業内容説明書【提出様式1】](#)
- 2) 財務諸表
決算書、申告書、勘定科目明細書を各直前3期分。
立ち上げたばかりの法人で財務諸表がない場合は、代表者の所得や資産を証明する書類。

- 3) [資金繰り表【提出様式2】](#)

申請月の3ヶ月前から借入直前および借入時から返済時までの資金繰り表

- 4) 添付資料

<様式1 事業内容説明書>で説明しきれない場合のみご提出ください。

(添付資料例)

- 市場調査結果
- 商品やサービスの詳細、その特徴（使用設備などがある場合はそれらの説明等）
- 売上・経費・投資等の融資返済期間満了までの数値計画（詳細）
- 製造・販売の計画と根拠
- 経費分析表
- 事業推進上の課題とリスク、対応策 など

以上